

生 活 排 水 処 理  
基 本 計 画

令和 3 年 4 月

神奈川県秦野市

## はじめに

本市は、神奈川県の中核都市で、恵まれた自然環境を生かした安全・安心で快適な生活環境の確保と市域との均衡ある発展を遂げています。

全域が都市計画区域に指定され市街化区域が約 23 パーセント、市街化調整区域が約 77 パーセントとなっています。

地形は、北方に丹沢山塊が連なり、南方に渋沢丘陵が東西に走る県下で唯一の盆地で、気候は、太平洋型の温暖湿潤で夏は高温多湿、冬は乾燥した晴天が続きます。

人口は、昭和 30 年の市政施行当時に約 5 万人、昭和 50 年には約 10 万人、昭和 63 年には約 15 万人と増加し続けてきましたが、平成 22 年の約 17 万人をピークに減少に転じ、令和 3 年 1 月の人口は、164,183 人となっています。

産業は、古くはタバコ栽培を中心に発展したものの、現在では、閉鎖した日本専売公社跡地に大型商業施設が出店したことで地域経済の活性化が図られ、積極的な工場誘致に伴い大企業も進出し、商業施設やロードサイドショップなどの商圈拡大がされています。

また、農業は、落花生、茶、カーネーションの産地となっています。

本市の生活排水は、人口の 9 割以上が公共下水道、合併処理浄化槽などにより処理していますが、未処理排水など河川水質への影響も懸念されます。

公共下水道は、終末処理場である「秦野市浄水管理センター」、「伊勢原市終末処理場」及び流域下水道の終末にあたる「酒匂水再生センター」で処理しています。上水道は、明治 23 年に横浜、函館に次ぐ全国で 3 番目の近代水道（陶管による）を発祥とし、現在も水源の約 8 割を表流水や地下水といった自己水源に依存しているため、平成 12 年 4 月に環境基本条例を制定し、水質の保全に努めています。

本計画は、生活排水を適切に処理することで、環境に与える負荷を低減し、豊かで潤いのある生活環境の構築に向けて策定するものとします。

## 1 基本方針

### (1) 生活排水処理に係る理念、目標

河川は、昔から多くの人々に親しまれ、私たちの生活と深く関わりを持つ自然空間といえますが、未処理排水等が水質汚濁の原因のひとつとなっており、その対策が求められます。

このため、生活排水の適正処理が重要であり、市民に対する生活排水対策の必要性等について啓発するとともに、市民、事業者、関係団体等と一体となった活動を展開し、生活排水処理目標について、水質の改善を図るだけでなく、安らぎと潤いのある河川環境の確保及び水と親しむことができる空間の創造を目指していきます。

### (2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本として、河川浄化に関する普及啓発のほか、これら生活排水の処理施設を整備するための基本方針は、次のとおりとします。

ア 市街化区域では、公共下水道の整備を計画的に行います。

イ 市街化調整区域では、家庭用小型合併処理浄化槽の普及に努めます。また、他の手法についても適宜検討します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項」の規定に基づき策定するもので、秦野市総合計画、秦野市ごみ処理基本計画、秦野市公共下水道全体計画等の関連計画や、国や県の関連施策との整合を図ります。

## 3 目標年次

本市の生活排水処理基本計画は、令和3年度（2021年度）を初年度とする10年計画であり、令和12年度（2030年度）を目標年度とします。

なお、社会経済情勢の変化や目標達成状況を踏まえ、必要に応じて計画内容を見直します。

## 4 生活排水の排出の状況

本市における生活排水の排出の状況は、表1のとおりです。

令和2年度における計画処理区域内人口164,961人のうち、148,860人については、適正な生活排水の処理をしています。

公共下水道については、昭和56年2月に供用開始し、現在は、「秦野市浄水管理センター」、「伊勢原市終末処理場」、「酒匂水再生センター」で処理しており、令和2年度の生活排水処理率は、約90パーセントです。

合併処理浄化槽は、建物の新築や増改築時の設置、また単独処理浄化槽からの転換による家庭用小型合併処理浄化槽が普及し、今後も一定の増加が見込まれます。

なお、昭和 62 年度から開始した補助事業である合併処理浄化槽設置整備事業については、今後も積極的な推進に努めます。

また、単独処理浄化槽については、減少傾向で推移しています。

【表 1 生活排水の排出の状況】

(単位:人)

区 分	H17年度 (2005 年度)	H22年度 (2010 年度)	H27年度 (2015 年度)	R2年度 (2020 年度)
1 計画処理区域内人口	161,618	162,236	163,024	164,961
2 水洗化・生活雑排水 処理人口	131,296	153,468	145,923	148,860
(1)下水道	106,539	136,315	126,904	129,085
(2)合併処理浄化槽	24,757	17,153	19,019	19,775
(3)コミュニティ・プラント	0	0	0	0
(4)農業集落排水施設	0	0	0	0
3 水洗化・生活雑排水 未処理人口 (単独処理浄化槽)	27,350	7,933	15,894	15,537
4 非水洗化人口	2,973	835	1,207	564
5 計画処理区域外人口	0	0	0	0

注：R2年度数値は決算見込み値です。

## 5 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表 2 のとおりです。

【表 2 生活排水の処理主体】

処理施設の種類の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
下水道	し尿・生活雑排水及び一部工場排水	秦野市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿希釈投入施設	し尿及び浄化槽汚泥	秦野市

## 6 生活排水処理基本計画

### (1) 生活排水の処理計画

#### ア 処理の目標

「基本方針」に掲げた理念・目標を達成するため、市街化区域では、令和12年度末の公共下水道の整備完了を目指すとともに接続率の向上に努めます。

なお、市街化調整区域における個別設置による合併処理浄化槽の普及を促進します。

#### イ 【表3 生活排水処理の目標】

区 分	令和元年度	中間目標 (令和7年度)	目標年度 (令和12年度)
生活排水処理率	90.9%	92.8%	94.9%

#### ウ 【表4 人口の内訳】

(単位:人)

区 分	令和元年度	中間目標 (令和7年度)	目標年度 (令和12年度)
1 行政区域内人口	160,730	160,800	154,800
2 計画処理区域内人口	160,730	160,800	154,800
3 水洗化・生活雑排水処理人口	146,186	149,273	146,973

(注) 1 計画処理区域人口は、将来人口推計趨勢人口に基づく。

#### エ 【表5 生活排水の処理形態別内訳】

(単位:人)

区 分	令和元年度	中間目標 (令和7年度)	目標年度 (令和12年度)
1 計画処理区域内人口	160,730	160,800	154,800
2 水洗化・生活雑排水処理人口	146,186	149,273	146,973
(1)下水道	128,983	130,990	130,729
(2)合併処理浄化槽	17,203	18,283	16,244
(3)コミュニティ・プラント	0	0	0
(4)農業集落排水施設	0	0	0
3 水洗化・生活雑排水 未処理人口(単独処理浄化槽)	13,489	11,206	7,644
4 非水洗化人口	1,055	321	183
5 計画処理区域外人口	0	0	0

オ 【表6 生活排水を処理する区域及び人口】

(単位:人)

区 分	令和元年度	中間目標 (令和7年度)	目標年度 (令和12年度)
市街化区域	132,591	135,391	133,305
市街化調整区域	13,595	13,882	13,668

カ 【表7 施設整備計画】

(単位:人、百万円)

区 分		計画処理区域	計画処 理人口	整備予定年度	事業費 見込
下 水 道	公共下水道	本町・南・東・北・大根 、西地区の各一部	1,158	令和3～7	727
			702	令和8～12	310
	流域下水道	西・上地区の各一部	748	令和3～7	25
			442	令和8～12	14
合併処理浄化槽 (補助対象事業分のみ)		市街化調整区域	332	令和3～7	65
			365	令和8～12	76

## (2) し尿・汚泥の処理計画

### ア 現況

本市のし尿の収集・運搬については、市内業者（3社）に委託しており、浄化槽汚泥の収集運搬についても、これら業者に許可し浄化槽清掃業者と併せて実施しています。

また、本市のし尿及び浄化槽汚泥は、し尿希釈投入施設を経由し、下水道終末処理施設において処理しています。

し尿希釈投入施設は、平成19年度に従来の秦野市伊勢原市環境衛生組合（本市及び伊勢原市による一部事務組合）のし尿処理施設に替わるものとして、し尿及び浄化槽汚泥を公共下水道に直接投入して処理するために整備され、日量80キロリットルの受入れ能力を有しています。

引き続き、下水道終末処理施設の汚水及び汚泥処理能力を有効活用し、公共下水道への直接投入による処理を行います。

イ 【表8 し尿・汚泥の処理計画】

(単位:kℓ/日)

区 分.	令和元年度	中間目標 (令和7年度)	目標年度 (令和12年度)
くみ取りし尿	1.4	0.4	0.2
浄化槽汚泥	40.2	38.7	31.4
合 計	41.6	39.1	31.6

## 7 その他

### (1) 市民に対する広報・啓発活動

公共下水道への接続や浄化槽の適正管理を推進するため、広報誌、ホームページ、イベント時における啓発を行い、生活排水による水質汚濁を防止する意識の高揚を促します。

### (2) SDGs※（持続可能な開発目標）との関連

本計画は、SDGsの理念を踏まえた持続可能なまちづくりを目指した計画として策定し、目標達成に向け取り組みます。

#### 【該当する目標】

目標 6 「安全な水とトイレを世界中に」

目標 11 「住み続けられるまちづくりを」

目標 14 「海の豊かさを守ろう」

※SDGs…Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称のことで、平成 27 年(2015 年)の国連サミットで採択された 17 のゴール・169 のターゲットで構成する世界共通の目標